人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等若しくは父子家庭の父である労働者又は同条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満の者」に、「又は父子家庭の父である労働者一人につき五十万円、その他の労働者一人につき四十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者」を「若しくは父子家庭の父である労働者又は青少年雇用促進法第十二条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満の者」に、「又は父子家庭の父である労働者一人につき三十万円」を「、母子家庭の母等若しくは父子家庭の父である労働者一人につき三十五万円」を「、母子家庭の母等若しくは父子家庭の父である労働者又は同条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満の者一人につき三十五万円」に、「又は父子家庭の父である労働者一人につき八十万円」を「若しくは父子家庭の父である労働者又は青少年雇用促進法第十二条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満の者一人につき九十万円」に、「又は父子家庭の父である労働者一人につき六十万円、その他の労働者一人につき五十五万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者」を「若しくは父子家庭の父である労働者又は青少年雇用促進法第十二条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満の者一人につき六十万円、その他の労働者一人につき五十五万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等若しくは父子家庭の父である労働者又は同条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満の者」に、「労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者」を「労働者が母子家庭の母等若しくは父子家庭の父である労働者又は青少年雇用促進法第十二条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満の者」に、「派遣労働者であつて母子家庭の母等若しくは父子家庭の父であるもの」を「派遣労働者であつて母子家庭の母等又は父子家庭の父であるもの又は同条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満のもの」に、「超えない事業主にあつては、母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者」を「超えない事業主にあつては、母子家庭の母等若しくは父子家庭の父である労働者又は青少年雇用促進法第十二条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満の者」に改める。

第九条　臨床工学技士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八号中「第十五条の六第一項第二号」を「第十五条の七第一項第二号」に改める。

（義肢装具士法施行規則の一部改正）

第十条　義肢装具士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第十号中「第十五条の六第一項第二号」を「第十五条の七第一項第二号」に改める。

第十四条第二号中「第十五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改める。

（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「職業能力開発局長が定める様式による特定求職者等の職歴その他の職業能力に係る事項、当該申請職業訓練が行われる施設に配置された担当キャリア・コンサルタント（キャリア・コンサルティング（職業能力開発促進法第十条の三第一号の情報の提供、相談その他の援助をいう。以下この号及び次号において同じ。）を行う者であつて厚生労働大臣が定めるものをいう。次号において同じ。）が行うキャリア・コンサルティングを踏まえた当該特定求職者等の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項及び習得度評価の内容を記載するための書面」を「職業能力開発促進法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書」に改め、同条第十四号中「担当キャリア・コンサルタントを」を「担当キャリア・コンサルタント（キャリア・コンサルティング（職業能力開発促進法第十条の三第一号の情報の提供、相談その他の援助をいう。以下この号において同じ。）を行う者であつて厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この号において同じ。）を」に改め、同条第十五号ロ(7)中「及び交付」を削る。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第十二条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第四項に次の一号を加える。

五　学校卒業者その他これに類する者の雇用管理の改善に関すること（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）。

第七百五十九条第一項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第十三号まで及び第二十号」を「第十二号まで及び第十九号」に改める。

第七百六十条中「前条第一項第十四号から第十九号」を「前条第一項第十三号から第十八号」に改める。

第七百六十二条第一項第十一号中「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練」を「公共職業訓練」に改め、同項に次の三号を加える。

十二　技能検定に関すること。

十三　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四条第二項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力の開発及び向上に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十四　勤労青少年の福祉の増進に関すること。

第七百六十二条第二項中「、第九号及び第十号」を「及び第九号から第十四号まで」に改める。

第七百六十七条中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第七百八十六条第一項第七号中「派遣労働者」を「学校卒業者その他これに類する者並びに派遣労働者」に改め、同条第二項中「第三号まで」の下に「、第七号（学校卒業者その他これに類する者の雇用管理の改善に関することに限る。）」を加え、同条第三項中「第三号まで」の下に「、第七号（学校卒業者その他これに類する者の雇用管理の改善に関することに限る。）」を加える。

第七百八十八条の三第三号中「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練」を「公共職業訓練」に改め、同条に次の三号を加える。

四　技能検定に関すること。

五　職業能力開発促進法第四条第二項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力の開発及び向上に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

六　勤労青少年の福祉の増進に関すること。

第七百九十三条第一項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　第十一条の規定による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第十三号に規定するジョブ・カードは、当分の間、第十一条の規定による改正前の同令第十三号に規定するジョブ・カードをもってこれに代えることができる。

○厚生労働省令第百五十七号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十九条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一